

○行動計画に基づく取組の実施状況の公表（女性活躍推進法第19条第6項関係）○

和歌山県警察におけるワークライフバランス等の実現に向けた行動計画

【令和6年4月に更なる推進に向けて行動計画を新たに策定】

令和6年度から令和8年度までの3年間で新たな取組期間として、次に掲げる数値目標の達成に向けて取組を推進しています。

- ◆ 職員1人当たりの年次有給休暇取得日数15日以上（令和8年中）
- ◆ 男性職員の育児休業取得率85%（令和12年中）※R7の中間目標50%を達成済
- ◆ 全警察官に占める女性警察官の割合12%（令和8年4月1日） ※達成済

I 年次休暇取得推進

- ◆職員の意識醸成：ワークライフバランスの実現に向けた各所属における目標設定
- ◆休暇の取得促進：ワークライフバランス休暇取得制度の活用

	R5年	R6年	R7年
警察官	11.8日	12.3日	12.3日
一般職員	13.5日	13.7日	13.1日
全体	12.0日	12.5日	12.4日

II 男性の育児休業取得推進

- ◆育児中の職員が働きやすい職場環境の構築：両立支援制度の利用促進
- ◆円滑な職場復帰への支援：育児休業等取得者を対象とした研修会の実施
- ◆男性職員の家庭生活への関わりの推進：全職員に対する男性の両立支援制度の周知、講演会の開催

	R5年	R6年	R7年
取得率	31.8%	49.0%	71.7%

III 女性活躍の推進

- ◆女性職員の登用拡大：性別を問わない能力・実績に基づく登用
- ◆施設の整備：女性職員専用施設の計画的な整備
- ◆女性警察官の計画的育成：女性警察官を対象とした研修会の開催

	R6年4月	R7年4月	R8年4月
警察官	11.4%	11.6%	12.2%
一般職員	48.1%	50.0%	52.2%

【説明欄】

職員数は、現員（フルタイム再任用含む）、育児休業者を合わせた数とする。

○女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）○

I 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

（警察官）

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.0 %
全職員	80.9 %

（一般職員）

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.8 %
全職員	98.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

（警察官）

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	101.0 %
本庁課長補佐相当職	91.5 %
本庁係長相当職	93.5 %

（一般職員）

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.6 %
本庁課長補佐相当職	95.1 %
本庁係長相当職	90.5 %

(2) 勤続年数別
(警察官)

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.4%
31～35年	97.4%
26～30年	88.3%
21～25年	82.8%
16～20年	80.8%
11～15年	85.2%
6～10年	92.4%
1～5年	92.5%

(一般職員)

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.0%
31～35年	88.0%
26～30年	87.2%
21～25年	84.1%
16～20年	82.2%
11～15年	84.5%
6～10年	87.9%
1～5年	81.4%

【説明欄】

- ・基本給や諸手当に男女間の差はありません。
- ・上記給与差は、総労働時間（超過勤務）や扶養手当等による差です。
- ・勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出
- ・本庁部局長・次長相当職は警視正（同相当職）、本庁課長相当職は警視（同相当職）、本庁課長補佐相当職は警部（同相当職）、本庁係長相当職は警部補（同相当職）とします。（以下の調査においても同様）

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月
管理的地位にある職員	3.3%

※ 令和8年4月1日時点の職員数を元に算出

【説明欄】

・管理的地位にある職員とは、管理職手当が支給されることが条例等で指定される職を占める職員（管理又は監督の地位にある職員）です。なお、管理職手当を支給されている職員であっても、課長補佐級及び係長級の職員は含みません。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月
本庁部局長・次長相当職	6.6%
本庁課長相当職	2.6%
本庁課長補佐相当職	3.7%
本庁係長相当職	9.0%

※ 令和8年4月1日時点の職員数を元に算出

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	71.7%
女性	93.3%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	4. 2%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	15. 5%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	47. 9%	0%	0%	0%
1月超3月以下	28. 2%	0%	0%	0%
3月超6月以下	2. 8%	0%	0%	0%
6月超9月以下	0%	0%	0%	0%
9月超12月以下	0%	14. 3%	0%	0%
12月超24月以下	0%	0%	0%	0%
24月超	1. 4%	85. 7%	—	—

【説明欄】

・常勤職員の女性については、出産した職員全員が育児休業を取得しているが、出産直後は産前産後休暇や年休等を取得しており、育休は出産翌年度より開始する職員がいるため、100%となっていない。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.0時間／月
内部部局等以外	15.1時間／月

【説明欄】

内部部局等：本部所属
内部部局等以外：警察署

VI 採用した職員に占める女性職員割合（令和8年度4月）

区分	男性	女性	全体	女性割合
警察官	55人	17人	72人	23.6%
一般職員	4人	8人	12人	66.7%
全体	59人	25人	84人	30.0%

【説明欄】

採用した職員とは、定年退職者の再任用は除く。中途採用含む。

Ⅶ 職員の年次休暇の取得状況（令和 7 年）

	平均日数	15 日未満の職員
警察官	12.3 日	67%
一般職員	13.1 日	63%
全体	12.4 日	66%